

地域計画

策定年月日	令和7(2025)年3月31日
更新年月日	令和8(2026)年3月31日 (第1回)
目標年度	令和16(2034)年度
市町村名 (市町村コード)	町田市 (13209)
地域名 (地域内農業集落名)	町田市 (鶴川村、忠生村、堺村)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	20 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	0 ha
② 田の面積	2 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	18 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	8 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	- ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha

(備考)
 ・農業上の利用が行われる農用地等の区域は、市街化調整区域のうち経営規模拡大または維持の意向がある認定農業者及び認定新規就農者が耕作する農地とする。
 ・⑤は、町田市内で引き受ける意向のあるすべての農地面積の合計。

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

<p>【農地の保全や維持活用】 ・2024年度に市街化調整区域で実施した意向調査の結果、農業従事者の高齢化や後継者不足の進行に伴い、経営規模の縮小または離農を考える経営体が15.8%に上り、これらの経営体が耕作している農地を新たな担い手に引き継ぐために、貸借等の円滑化が必要とされている。</p> <p>【担い手の確保】 ・2024年度に市街化調整区域で実施した意向調査の結果、現状では拡大を希望する農地面積が8.93haであるのに対し、縮小を希望する農地面積は23.62haとなっており、需給のニーズ差を解消するためには、農地の受け手を確保することが必要とされている。</p> <p>【少量多品目・地産地消】 ・消費地である都市近郊という立地を活かした多品目栽培の継続と、地域との関わりを深める地産地消などの取り組みの推進が必要とされている。</p>
--

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<p>【農地の保全や維持活用】 ・町田市農地あっせん事業や農地中間管理事業により農地の貸借が円滑化され、意欲のある多世代の担い手により持続的な農業が営まれるとともに、地域住民も交えた農地の多様な利用が展開されている。</p> <p>【担い手の確保】 ・市の農業研修事業などにより担い手の育成・支援が強化され、新規就農者の定着が図られている。</p> <p>【少量多品目・地産地消】 ・露地野菜や果樹などを中心とした少量多品目栽培を継続しつつ、学校給食などの地産地消の取り組みを推進している。</p>

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
町田市農地あっせん事業及び農地中間管理事業を活用した貸借を推進し、担い手(認定農業者、認定新規就農者、経営規模拡大の意向がある経営体など)への貸借を進めていく。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	100	%	将来の目標とする集積率
			100 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
地域の実情に合わせて、段階的に農地の集約化を推進する。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
町田市農地あっせん事業を活用して、遊休農地及び貸出等意向のある農地と、規模拡大に意欲的な農業者とのマッチングを促進する。また、生産性向上や農作業効率化につながる一体的な貸出等を推進する。 農地中間管理事業を活用して、農地の貸借手続きの円滑化を図る。 これらの取組により、市街化調整区域の農地の集積、集約化を推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地中間管理機構と連携し、メリットをわかりやすく説明するなど周知内容の工夫に努める。 地域の実情や農業者の意向に応じて、農地中間管理機構の活用を積極的に推進する。
(3)基盤整備事業への取組
市街化調整区域内の集積・集約化を進めている状況であり、今後の状況を踏まえ、必要な基盤整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
就農希望者への研修、認定新規就農者の営農に必要な施設整備や機械導入等への支援を通じ、新たな担い手の確保・育成・定着につなげる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
直近での取り組み予定はないが、今後の状況を踏まえ、必要な農作業委託の活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①増加する加害鳥獣による農作物への被害を防止するため、関係団体と連携して農地等への箱罾やくくり罾設置による加害鳥獣の捕獲・駆除や、電気柵等による防護を推進し、被害の減少を図る。
- ③農業者の生産現場や流通現場において、スマートフォン等電子機器を用いた農業データの活用や、インターネットを活用した情報発信・販路拡大などにより、効率的な都市型農業経営の実現を目指す。
- ⑧認定農業者等が収益性の高い農業経営を行う上で必要な施設整備により、経営力の向上、都市農地の保全及び都市農業が持つ多面的機能の更なる発揮を進める。

